

訪問介護等に使用する車両に係る 駐車許可のご案内

訪問介護や訪問看護等で、訪問先付近に駐車場所がないために、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、駐車する場所を管轄する各警察署へ申請することで、許可を受けることが可能となっております。

なお、駐車許可は警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可されるものではありませんので、ご注意ください。

詳細は、駐車する場所を管轄する各警察署へお問い合わせください。

